

地域密着型サービス事業所に対する実地指導について

(1) 実地指導について

介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るため、指導担当職員が介護サービス事業所を訪問して施設内の目視、書類確認及びヒアリングにより事業所の運営状況を調査の上、必要な指導・助言を行っています。

実地指導後は、指摘事項の改善状況を確認しています。また、主な指摘事項について集団指導により周知を行っています。

(2) 実地指導の回数

実地指導は、町田市が指定権限を有する介護保険事業所（地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援）については、原則として6年に1回実施します。

【2024年度 実地指導の実施状況】

サービス種別		①実施件数 (見込)	②事業所数 (2024.4)	実施率 (①÷②)
地域密着型サービス合計(a)		24	111	21.6%
内訳	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	5	0.0%
	夜間対応型訪問介護	0	0	0.0%
	地域密着型通所介護	15	54	27.8%
	認知症対応型通所介護	3	18	16.7%
	小規模多機能型居宅介護	0	5	0.0%
	認知症対応型共同生活介護	5	25	20.0%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	100.0%
	看護小規模多機能型居宅介護	0	3	0.0%
	居宅介護支援(b)	20	103	19.4%
介護予防支援(c)		0	14	0.0%
都指定サービス合計(d)		12	408	2.9%
内訳	訪問介護	8	107	7.5%
	通所介護	3	75	4.0%
	福祉用具貸与	0	14	0.0%
	特定福祉用具販売	0	14	0.0%
	介護老人福祉施設	1	22	4.5%
	その他サービス（訪問看護、老健等）	0	176	0.0%
町田市指定サービス合計(a+b+c)		44	228	19.3%
全サービス合計(a+b+c+d)		56	636	8.8%

(3) 指導結果の公表

事業所ごとの指導結果については、町田市ホームページで公表しています。

(4) 主な指導事項

- ・従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないように必要な措置を講じていない。
- ・スクリーニング項目が適切でない。（口腔・栄養スクリーニング加算）
- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者の家族の個人情報の同意をあらかじめ文書で得ていない。
- ・サービスを提供した際に「提供したサービスの具体的内容」や「利用者の心身の状況」の記録をしていない。
- ・サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録していない。